

第 5 章 個別施策の展開

前章の行動計画における「施策目標と方向性」に基づき、個別施策を展開していきます。その施策によって、次世代育成支援行動計画を着実に進めていきます。なお、「就」などの記号の意味は次のとおりです。

(**未就**：就学前児童対象 **小**：小学生対象 **中**：中学生対象)

基本目標 1 子育てをまち全体で支える体制をつくる

1 地域における子育て支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

事業名	内 容	担 当 課
ファミリーサポートセンター事業 未就小	子育てを援助したい方と子育ての援助を受けたい方の相互援助活動の連絡及び調整を行うもので、会員の増加に努めます。	子育て支援課
児童館事業(支援拠点事業) 未就	就学前児童と保護者を対象に、児童館において「ハッピーサークル」,「みんなでワン・ツー・スリー」,「ハッピーバースデー」,「わくわく広場(移動児童館)」,「親子 DE チャレンジ」,「児童館へ行こう」の各事業を実施します。	子育て支援課
児童館事業(児童の健全育成事業) 小	小学生を対象に、児童館においてミニクッキング、母の日及び父の日プレゼント作り、マジックショー、冬のお楽しみ会などを行う「児童館へ行こう」事業を実施します。	子育て支援課
ようちえんで遊ぼう事業 未就	平成 21 年度より開始した事業で、未就園児と保護者を対象に、幼稚園で遊びながら、子ども同士、保護者同士の交流を図ります。	学校教育課
幸手おもちゃの病院	子どもや親におもちゃの大切さを知ってもらうために、おもちゃの修理、ドクターのボランティア育成を行います。	子育て支援課
子育て支援拠点事業	市民の子育てを支援するため、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習などを行います。	子育て支援課
子育てサークル育成事業	子どもや親の仲間づくりを促進するために、子育て中の親子でつくるサークルの支援、育成、交流を図ります。	子育て支援課
子育て支援協働事業	市内で子育て支援を行うサークルと協働することにより、ネットワークの拡大、人材の育成を図ります。	子育て支援課
子育て支援情報提供事業	子育てに役立つ情報を収集し、リーフレットの作成やホームページへの掲載による情報提供を行います。	子育て支援課

事業名	内容	担当課
保育所世代間交流事業 未就	地域の中で、世代の異なる、小学生、中学生、高校生、お年寄りなど、多くの人とふれあうことにより、児童の豊かな心を育むとともに、交流を図ることにより保育所と地域の連携を図ります。	子育て支援課
子育てサロンの実施 未就	0歳から就学前児童とその児童の保護者を対象に手遊びや歌などをおして、子育ての悩みや困っていることなどの相談を、主任児童委員を中心に協力をいただき実施します。	社会福祉課
親参加型行事の推進	保育所への理解を深めるとともに、保育所を家庭での子育てを学習する場として提供するため、保護者が保育所に来所し、日常の保育に参加したり、保育の様子を参観する機会を設けます。	子育て支援課
保育所開放事業 未就	少子化、核家族化、近隣の交流の希薄などの変化の中で、保育所庭の開放や季節の行事への参加、情報の提供、子育て相談などの開放事業により、地域の人々との交流を深め、子育ての不安を取り除き、保育所を十分理解してもらうなど、子育て支援の場として保育所の開放を行います。	子育て支援課



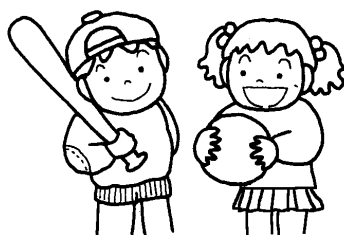
(2) 保育サービスの充実

事業名	内容	担当課
通常保育事業 未就	保護者の労働又は疾病等条例で定める事由により、保護者から入所申請があった場合、家庭で保育できない児童を市内の認可保育所で保育します。	子育て支援課
延長保育事業 未就	保護者の就労形態の多様化に対応するため、11 時間を超えて保育を実施します。	子育て支援課
低年齢児保育促進事業 未就	就労と子育て支援の両立を図るために、低年齢児の受け入れ体制を整備します。	子育て支援課
一時保育事業 未就	女性の就労形態の多様化や保護者の傷病等により児童の面倒をみられない時、その児童を一時的に保育します。	子育て支援課
特定保育事業 【新規】 未就	保護者の就労形態の多様化に伴う子どもの保育需用の変化に対応するため、週2、3日程度又は午前か午後に必要に応じて柔軟に利用できる保育サービスを提供します。	子育て支援課
障がい児保育 未就	障がいのある子どもについて、保護者の労働または疾病により家庭において児童を保育できない場合に、保護者の代わりに保育を行います。	子育て支援課
広域保育事業 未就	保護者の仕事と子育ての両立を推進するため、保護者の勤務地がある市町村での保育所の入所、または幸手市に転入前の保育所への継続した入所を行うため、管外保育所への入所委託を実施します。	子育て支援課
保育所施設整備事業 未就	老朽化した保育施設の整備を行います。	子育て支援課
放課後児童健全育成事業（学童保育事業） 小	小学校に通学している児童で、就労等により家に帰宅後、保育者がいない児童を保育することにより、児童の健全育成を図ります。	子育て支援課
特別支援学校放課後児童対策事業 小	特別支援学校等に通学している児童のうち、保護者の就労等により、帰宅後保育者がいない児童を保育している放課後児童クラブに対し、補助金を交付します。	子育て支援課
保育ネット情報事業 小	市のホームページを通じて、保育所の入所案内等の詳細を掲載し、利用者の利便性を図ります。	子育て支援課

(3) 児童の健全育成

事業名	内 容	担 当 課
保育所開放事業 (再掲) 未就	少子化、核家族化、近隣の交流の希薄などの変化の中で、保育所庭の開放や季節の行事への参加、情報の提供、子育て相談などの開放事業により、地域の人々との交流を深め、子育ての不安を取り除き、保育所を十分理解してもらうなど、子育て支援の場として保育所の開放を行います。	子育て支援課
保育所世代間交流事業(再掲) 未就	地域の中で、世代の異なる、小学生、中学生、高校生、お年寄りなど、多くの人とふれあうことにより、児童の豊かな心を育むとともに、交流を図ることにより保育所と地域の連携を図ります。	子育て支援課
子どもの居場所づくり事業 小	放課後子ども教室の開設により、地域で子どもを育てる環境を整備し、子どもの体験活動の促進に向けた事業を行います。	生涯学習課
青少年健全育成啓発活動事業	青少年育成推進員(県民会議による委嘱。16名)活動の一貫として、「育成推進員だより」の配布など各種啓発活動を実施します。	生涯学習課
子ども会活動等支援事業 未就小	子どもを対象に事業を実施している社会教育団体の活動を支援するため、補助金を交付します。	生涯学習課
就学援助費の支給 小中	経済的理由により、就学困難な義務教育児童生徒の保護者に対し、援助を行います。	学校教育課
児童手当の支給 小中	児童手当法に基づき、3歳未満児童は一人10,000円、3歳以上小学校修了前児童は、第1子、第2子は一人5,000円、第3子以降は一人10,000円を支給します。(所得制限有)	子育て支援課
児童扶養手当の支給	児童扶養手当法に基づき、18歳に到達して最初の3月31日(年度末)までの間にある者を養育する母や父母以外の養育者に対して手当を支給します。	子育て支援課
簡易児童遊園整備事業 未就小	身近な遊び場の確保を図るため、市内の簡易児童遊園の管理・修繕を行います。	子育て支援課
放課後児童健全育成事業(学童保育事業)(再掲) 小	小学校に通学している児童で、就労等により家に帰宅後、保育者がいない児童を保育することにより、児童の健全育成を図ります。	子育て支援課
特別支援学校放課後児童対策事業(再掲) 小	特別支援学校等に通学している児童のうち、保護者の就労等により、帰宅後保育者がいない児童を保育している放課後児童クラブに対し、補助金を交付します。	子育て支援課
青少年問題協議会	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策につき必要な重要事項の調査審議、関係行政機関相互の連絡調整を行います。	生涯学習課

事業名	内 容	担 当 課
学校体育施設開放事業	広く市民の体力づくりと、スポーツレクリエーションの普及奨励を目的に、市内の小・中学校の体育施設（校庭・体育館等）を、学校教育に支障のない範囲で地域住民に開放します。	市民スポーツ課
伝統文化芸術伝承事業	幸手市文化団体連合会所属団体等に事業を委託し、子どもたちに、市の伝統文化や自然、歴史などの文化芸術に直接触れ、体験する機会をつくります。	生涯学習課
子ども会議実施事業	子どもたちのまちづくりへの関心を深めるとともに、意見等を今後の市政運営に反映させるため、市内の小学生からまちづくりに関する意見・要望等を聴取する子ども会議を毎年 1 回開催します。	秘書室
子どもセンター事業	夏休みと冬休みに、子どもセンター主催事業を実施します。また、情報誌「わくわく幸手っ子プチ」を作成、配布します。	生涯学習課
児童館事業（児童の健全育成事業）（再掲） 小	小学生を対象に、児童館においてミニクッキング、母の日及び父の日プレゼント作り、マジックショー、冬のお楽しみ会などを行う「児童館へ行こう」事業を実施します。	子育て支援課
私立幼稚園保育料軽減事業 未就	市内の私立幼稚園に、当該年度の 10 月 1 日現在在園する 3 歳児、4 歳児、5 歳児の保護者で、市内に在住する方に補助金を交付します。	学校教育課
私立幼稚園就園奨励事業 未就	幼稚園児の保護者の経済的負担の軽減を図るため、所得状況に応じて保育料等を援助します。	学校教育課
私立幼稚園振興補助事業 未就	私立幼稚園の振興を図るため、市内の私立幼稚園の運営に必要な経費を予算の範囲内で補助します。	学校教育課
ようちえんで遊ぼう事業(再掲) 未就	平成 21 年度より開始した事業で、未就園児と保護者を対象に、幼稚園で遊びながら、子ども同士、保護者同士の交流を図ります。	学校教育課
子育て支援拠点事業(再掲)	市民の子育てを支援するため、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習などを行います。	子育て支援課



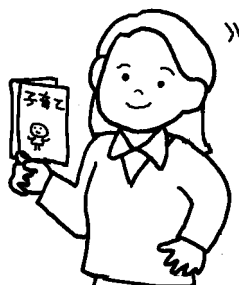
2 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

事業名	内容	担当課
児童虐待相談事業	児童虐待通報の受付、対応、その他相談業務を実施します。	子育て支援課
要保護児童対策地域協議会事業	要保護児童対策地域協議会の代表者会議(年1回)、実務者会議(月1回)、個別ケース検討会議(随時)を開催し、要保護児童の早期発見と、適切な支援を行います。	子育て支援課
家庭児童相談事業	児童に関する全般的な相談窓口として、家庭児童相談室を設置して、家庭児童相談員が相談に応じます。	子育て支援課

(2) 母子家庭等の自立支援の推進

事業名	内容	担当課
母子家庭等の自立支援給付事業 (自立支援教育訓練給付金事業)	母子家庭の母の経済的な自立を支援するため、指定教育講座を受講した場合に費用の20%を支給します。	子育て支援課
母子家庭等の自立支援給付事業 (母子家庭高等技能訓練促進費事業)【新規】	母子家庭の母が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、2年以上養成機関で修業する場合に、就業期間の最後の1/3に相当する期間「高等技能訓練促進費」を月額10万3千円(12か月を上限)支給します。	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費支給事業	市条例により、18歳に到達して最初の3月31日(年度末)までの間にある者を養育する母や父母以外の養育者に対して、医療費一部負担金について支給します。	子育て支援課
児童扶養手当の支給(再掲)	児童扶養手当法に基づき、18歳に到達して最初の3月31日(年度末)までの間にある者を養育する母や父母以外の養育者に対して手当を支給します。	子育て支援課



(3) 障害児施策の充実

事業名	内 容	担 当 課
療育事業（母と子の幼児学級） 未就	乳幼児健診等で発達の遅れや、育児環境に心配のみられる小学校入学前の子どもとその親に、集団での療育的指導を行います。	子育て支援課
療育事業（ことばの教室） 未就	乳幼児健診等で言葉の発達に遅れがみられる小学校就学前の子どもに、継続的個別指導を行います。	子育て支援課
障がい児保育（再掲） 未就	障がいのある子どもについて、保護者の労働または疾病により家庭において児童を保育できない場合に、保護者の代わりに保育を行います。	子育て支援課
特別支援教育の推進 小中	小・中学校の保護者が希望した場合の特別支援学級等での受け入れについて、市就学支援委員会や校内就学相談を充実して取り組みます。	学校教育課
幼稚園の障害児受入体制の整備・充実 未就	施設の整備や職員の確保を行い、幼稚園に障害児を受け入れます。	学校教育課
私立幼稚園心身障害児就園運営費補助事業 未就	市内私立幼稚園において、心身障害児を受け入れた場合、一人当たり月額 20,000 円を補助し、障害児の入園を促進します。	子育て支援課
指定障害福祉サービス	居宅介護・行動援護：自宅において、入浴、排せつ、食事、外出時の移動支援などの介護を行います。 短期入所：自宅で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所することにより、施設において、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。 児童デイサービス：障がい児に、施設への通所により、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。	社会福祉課
日中一時支援事業	家族が急を要することなどの理由により、介護することができない時、日中における活動の場を確保し、一時的な見守りなどの支援を行います。	社会福祉課
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うもので、地域における自立生活と社会参加を促進します。	社会福祉課
日常生活用具給付等事業	重度障がいのある人に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。	社会福祉課

事業名	内 容	担 当 課
自動車等燃料費 助成事業	対象者が生業等に使用し、又は対象者と同一住所の方が障がい者のために通院等に使用する自動車（障害者が運転する原動機付自転車を含む）の燃料費の一部を助成します。	社会福祉課
福祉タクシー利 用助成事業	対象者が福祉タクシー（埼玉県タクシー協会加盟のタクシー）を利用する場合、その初乗運賃額を補助します。	社会福祉課
スクールサポー ト事業 小中	教育支援員を配置し、障害のある児童・生徒及び指導困難な学級を有する学校の児童・生徒の安全を確保するとともに学習の充実等を図ります。	学校教育課
特別支援学校放 課後児童対策事 業(再掲) 小	特別支援学校等に通学している児童のうち、保護者の就労等により、帰宅後保育者がいない児童を保育している放課後児童クラブに対し、補助金を交付します。	子育て支援課



評価指標：基本目標1 子育てをまち全体で支える体制をつくる

施策	評価指標						
	事業実施の目標指標				施策実施の目標指標		
	事業名	指標	実績値	目標値	指標	実績値	目標値
1-1 地域における子育て支援サービスの充実							
	ファミリーサポートセンター事業	相互会員数	100人	300人	ファミリーサポートセンターの認知度:アンケート	未就学 40.6%	80%
	児童館事業(ハッピーバースデー)	実施回数 参加者数	未実施	6回 180人		小学生 34.0%	80%
	児童館事業(わくわく広場:移動児童館)	実施回数 参加者数	1回 66人	2回 120人			
	ようちえんで遊ぼう事業	実施回数 参加者数	18回 880人	18回 880人	児童館の認知度:アンケート	未就学 87.4%	90%
	子育て支援拠点事業	実施施設数	1箇所	3箇所	子育てサロンの認知度:アンケート	未就学 58.7%	70%
	子育てサークル育成事業	登録数	8グループ	10グループ			
	子育て支援情報提供事業	発行回数 発行部数	1回 1,000部	1回 1,000部			
1-2 保育サービスの充実							
	通常保育事業	保育所数 定員数	4箇所 360人	4箇所 360人	保育所待機児童数	7人	0人
	延長保育事業	実施箇所数 利用者数	3箇所 210人	4箇所 240人			
	一時保育事業	実施箇所数	3箇所	3箇所			
	特定保育事業	実施箇所数	未実施	1箇所			
	放課後児童健全育成事業(学童保育事業)	箇所数 登録児童数	5箇所 270人	7箇所 370人			
1-3 児童の健全育成							
	保育所開放事業	実施数	3保育所	3保育所	幼稚園等の園庭等の開放の認知度:アンケート	未就学 72.4%	90%
	保育所世代間交流事業	実施数	3保育所	3保育所		未就学 19.3%	50%
	子どもの居場所づくり事業	放課後子ども教室数	1校	10校			
	子ども会活動等支援事業	交付団体数	5団体	5団体	放課後子ども教室の認知度:アンケート	小学生 33.0%	70%
	保育所開放事業	交付箇所数	1箇所	1箇所			
	私立幼稚園振興補助事業	対象幼稚園数	6園	6園			
2-1 児童虐待防止対策の充実							
	要保護児童対策地域協議会事業	実務者会議 実施回数	12回	12回			
2-2 母子家庭等の自立支援の推進							
	自立支援教育訓練給付金事業	支給者数	1人	2人			
	母子家庭高等技能訓練促進費事業	支給者数	未実施	2人			

基本目標2 安心して子どもを産み育てられるまちをつくる

1 子育てを支援する生活環境の整備、子ども等の安全の確保

(1) 良好な居住環境の確保

事業名	内容	担当課
シックハウス対策の徹底	建築確認時にシックハウス対策を指導徹底します。	建築指導課
計画的まちづくり推進事業	用途地域等の規制誘導によるまちづくりの推進を図ります。	都市整備・駅周辺開発課
公園維持管理事業	市民に憩いの場所を提供するため、市内にある公園の維持管理を行います。	都市整備・駅周辺開発課
環境美化運動事業	市内の道路や公園を清掃する「クリーン幸手市民運動」や、江戸川堤防を清掃する「江戸川クリーン大作戦」を通して、子どもを含めた全市民に環境美化活動を働きかけます。	環境課
道路・水路のサポーター事業	市で管理する道路並びに市街化区域内の水路、準用河川において、市民団体等が自主的に清掃美化活動等を行う、美しい街づくりを促進します。	道路河川課

(2) 安全な道路交通環境の整備や子どもの交通安全の確保

事業名	内容	担当課
子どもの交通事故防止対策事業 小	新入学児童に交通安全通学帽子及びランドセルカバ-を配布し、交通事故防止を図ります。	くらし安全課
交通安全教室事業 未就小中	保育所、幼稚園、小・中学校等での交通安全教室を開催し、交通安全ルールとマナー及び正しい自転車の乗り方について、指導を行います。	くらし安全課



(3) 安心して外出できる環境の整備

事業名	内 容	担 当 課
公共施設（市役所庁舎）の施設整備事業	市役所等公共施設利用者のためのトイレにベビーシートとベビーチェアを設置します。	財政課
チャイルドシート交換事業	不要になったチャイルドシートを有効活用するため、譲りたい方の情報を募集し、譲って欲しい方に提供します。	子育て支援課
パパ・ママ応援ショップ優待カードの利用促進	子育てを応援する協賛店に提示すると割引などのサービスが受けられるもので、中学3年生までの子どもまたは妊娠中の人がいる家庭に配布されます。	子育て支援課 産業振興課
三人乗り自転車レンタル事業 【新規】 未就	満1歳以上6歳未満の乳幼児を2人以上養育する保護者を対象に、三人乗り自転車（電動アシスト付）を1年間貸し出します。	子育て支援課

(4) 子どもを犯罪の被害から守り、被害に遭った子どもを保護する等、安全・安心まちづくりの推進

事業名	内 容	担 当 課
小学校新入学児への防犯ブザーの配布 小	子どもたちを犯罪や危険から守るため、小学校の新入学児童に携帯用防犯ブザーを配布します。	学校教育課
こども110番の家等推進事業 小中	市内各小学校PTA組織が中心となり、学区内で協力していただける家に「こども110番の家」をお願いし、子供の安心・安全に地域ぐるみで取り組む体制整備を整えます。	学校教育課
普通救命講習開催事業	災害時や急病発症時に適切な救急処置を行えるよう、市民に対して普通救命講習会を開催します。	消防課

2 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

事業名	内 容	担 当 課
スクールサポート事業(再掲) 小中	教育支援員を配置し、障害のある児童・生徒及び指導困難な学級を有する学校の児童・生徒の安全を確保するとともに学習の充実等を図ります。	学校教育課

事業名	内 容	担 当 課
青少年海外交流事業 中高	次代を担う国際感覚を身につけた青少年リーダーを育成するため、ドイツ・フブングシュタットの青少年と 2 年ごとに受入・派遣をする事業を実施します。	市民スポーツ課
英語指導助手の活用 小中	小学校に導入される外国語活動を充実させ英語に慣れ親しませるため、また、中学校における英語教育を充実させるために英語指導助手を派遣します。	学校教育課
道德教育の充実 小中	地域の協力を得ながら、学校における道德教育の充実、家庭・地域社会における挨拶運動を進めます。	学校教育課
心すこやか支援室設置事業 小中	不登校児童・生徒への支援及び学校不適応児童・生徒へ学校復帰のための学習支援等、様々なニーズに応じた幅広い対応のための相談・指導・支援を実施します。	学校教育課
スポーツ少年団支援事業	スポーツをとおして青少年の健全育成を目的として活動している団体活動に対して支援・協力を行います。	市民スポーツ課
広島平和祈念式典参加事業 中	中学生 3 年生への平和に関する作文の募集や広島平和祈念式典への参加により、平和の尊さ、大切さを学習します。	人権推進課
学校図書館協力員配置事業 小中	児童・生徒の読書活動の推進及び学校図書館の図書管理のため、各校に 1 名ずつ学校図書館協力員を配置します。	学校教育課
学校評議員制度事業 小中	地域や社会に開かれた学校づくりを推進し、学校が家庭や地域と連携しながら、特色ある教育活動を展開することを目的に、各学校長の推薦をもとに教育委員会が学校評議員を委嘱します。	学校教育課
地域交流推進事業 小中	各小・中学校において、各教科及び総合的な学習の時間等で地域の人材を活用し、地域との交流を推進します。	学校教育課
幼稚園・保育所・小学校連絡協議 未就	幼稚園・保育所の教育から義務教育である小学校への入学に向けて、関係機関の連携を図り、保護者の子育て、教育に対する不安の解消を図ります。	学校教育課

(2) 家庭や地域の教育力の向上

事業名	内 容	担 当 課
親参加型行事の推進（再掲）	保育所への理解を深めるとともに、保育所を家庭での子育てを学習する場として提供するため、保護者が保育所に来所し、日常の保育に参加したり、保育の様子を参観する機会を設けます。	子育て支援課
親の学習事業（すこやか子育て講座）	親が親として育ち、力をつけるための学習機会を提供することにより、家庭の教育力の向上を図ることを目的とした、学習会・教室等を開催します。	生涯学習課

事業名	内容	担当課
親の学習事業（子が親になるための学習）	中学生等を対象に、これから親になるための学習会を実施します。	生涯学習課
家庭教育学級事業	両親又は両親にかかわる年長者が、正しい家庭生活のあり方を探り、家庭で子どもの教育をする場合の心構え、子どもとの接し方、教育上の留意点等、家庭教育上起こりうる諸課題について学習する場を開設します。	生涯学習課
入学準備金貸付事業	高等学校、大学及び専修学校に入学を希望する方の保護者で入学準備金の調達が困難な方に対して、入学準備金の貸し付けを行い、等しく教育を受けられるよう配慮します。	学校教育課
職場体験の充実（社会体験チャレンジ推進事業） 中	中学校期における様々な職場での体験活動をとおして、「職業」や「仕事」に対する意識を啓発し、進路指導、キャリア教育の充実を図ります。	学校教育課
少年消防クラブの組織化事業 小	各小学校に消防クラブを設立し、幼児期における防火の啓発を行います。	消防課

（３）子どもを取り巻く有害環境対策の推進

事業名	内容	担当課
非行防止キャンペーン活動	青少年育成推進員により「青少年の非行問題に取り組む特別強調月間」の期間中に、幸手駅前、杉戸高野代駅前において、リーフレット及び啓発品を配布し、青少年の非行防止を呼びかけます。	生涯学習課
非行防止パトロール	青少年育成推進員活動の一貫として、子どものたまり場と思われる場所や危険箇所のパトロールを定期的を実施し、問題行動の早期発見及び未然防止を図ります。	生涯学習課
青少年健全育成事業（再掲）	青少年育成推進員（県民会議による委嘱。16名）活動の一貫として、県育成条例に基づく有害図書等の販売・陳列について販売店等への啓発など各種啓発活動を実施します。	生涯学習課



3 職業生活と家庭生活との両立の推進

(1) 仕事と子育ての両立の推進

事業名	内容	担当課
ファミリーサポートセンター事業(再掲) 未就小	子育てを援助したい方と子育ての援助を受けたい方の相互援助活動の連絡及び調整を行うもので、会員の増加に努めます。	子育て支援課
放課後児童健全育成事業(学童保育事業)(再掲) 小	小学校に通学している児童で、就労等により家に帰宅後、保育者がいない児童を保育することにより、児童の健全育成を図ります。	子育て支援課
特別支援学校放課後児童対策事業(再掲) 小	特別支援学校等に通学している児童のうち、保護者の就労等により、帰宅後保育者がいない児童を保育している放課後児童クラブに対し、補助金を交付します。	子育て支援課
通常保育事業(再掲) 未就	保護者の労働又は疾病等条例で定める事由により、保護者から入所申請があった場合、家庭で保育できない児童を市内の認可保育所で保育します。	子育て支援課
延長保育事業(再掲) 未就	保護者の就労形態の多様化に対応するため、11時間を超えて保育を実施します。	子育て支援課
低年齢児保育促進事業(再掲) 未就	就労と子育て支援の両立を図るために、低年齢児の受け入れ体制を整備します。	子育て支援課
一時保育事業(再掲) 未就	女性の就労形態の多様化や保護者の傷病等により児童の面倒をみられない時、その児童を一時的に保育します。	子育て支援課
特定保育事業 【新規】 (再掲) 就	保護者の就労形態の多様化に伴う子どもの保育需用の変化に対応するため、週2、3日程度又は午前か午後に必要に応じて柔軟に利用できる保育サービスを提供します。	子育て支援課
障がい児保育(再掲) 未就	障がいのある子どもについて、保護者の労働または疾病により家庭において児童を保育できない場合に、保護者の代わりに保育を行います。	子育て支援課
広域保育事業(再掲) 未就	保護者の仕事と子育ての両立を推進するため、保護者の勤務地がある市町村での保育所の入所、または幸手市に転入前の保育所への継続した入所を行うため、管外保育所への入所委託を実施します。	子育て支援課
男女共同参画意識啓発事業	家事、育児、介護等における性による役割分担を見直し、職業生活と家庭生活との両立を推進するための意識啓発として、共生セミナー(実施2回)、情報紙「モア」(年1回発行)を実施します。	人権推進課

事業名	内 容	担 当 課
両親学級（パパママ教室）の開催	両親が協力しながら子育てができるよう、双方の役割について理解し共有します。人形を使つての沐浴実習、妊娠シミュレーターを使つての妊婦体験、妊婦同士の交流等を行います。	健康増進課

評価指標：基本目標2 安心して子どもを産み育てられるまちをつくる

施策	評 価 指 標						
	事業実施の目標指標				施策実施の目標指標		
	事業名	指標	実績値	目標値	指標	実績値	目標値
1-3 安心して外出できる環境の整備							
	パパ・ママ応援ショップ 優待カードの利用促進	—	—	—	パパ・ママ応援 ショップの認 知度:アンケート	未就学 75.6%	100%
	三人乗り自転車レン タル事業	年間貸し出 し台数	未実施	10 台		小学生 83.3%	100%
1-4 子どもを犯罪の被害から守り、被害に遭った子どもを保護する等、安全・安心まちづくりの推進							
	普通救命講習開催事 業	開催回数	4 回	24 回			
2-1 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備							
	英語指導助手の活用	英 語 指 導 助 手人数	4 人	4 人			
	地域交流推進事業	各校の人材活 用延べ人数	10 人	10 人			
	幼稚園・保育所・小学 校連絡協議	協 議 会 開 催 回数	1 回	1 回			
2-2 家庭や地域の教育力の向上							
	親参加型行事の推進	実施保育所 数	4 箇所	4 箇所	家庭教育に関 する講座等の 認知度:アンケート	未就学 22.0%	50%
	すこやか子育て講座	開催数	10 回	10 回			
	子が親になるための 学習	事業数	3 回	3 回			
	家庭教育学級事業	学級数	18 学級	25 学級			
	少年消防クラブの組 織化事業	設置箇所数	2 箇所	7 箇所			
2-3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進							
	非行防止キャンペー ン活動	キャンペー ン実施回数	1 回	1 回	子どもの犯罪 件数		0 件
	非行防止パトロール	パトロール 実施回数	3 回	4 回			
3-1 仕事と子育ての両立の推進							
	男女共同参画意識啓 発事業	セミナー-実施回 数	2 回	2 回	父親の家事・ 育児に関する 満足度:アンケート	未就学 43.3%	60%
		情報紙発行 回数	1 回	1 回		小学生 38.3%	50%

基本目標 3 子どもを慈しむまちをつくる

1 母親並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

(1) 子どもや母親の健康の確保

事業名	内 容	担 当 課
母子健康手帳の交付	妊娠から出産・育児まで、一貫した健康状態を記録する手帳を交付します。	健康増進課
乳幼児健診事業 未就	4 か月児、10 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児を対象に健診を実施し、疾病・障害等の早期発見、発育発達の確認及び育児相談、育児支援等を行います。	健康増進課
妊婦一般健康診査	妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、受診票等を使用し、妊婦健康診査に必要な経費を一部助成することにより、安心して妊娠・出産が出来る体制を確保します。	健康増進課
妊産婦健康相談	妊産婦の悩みや不安等に対して、保健師が面接や電話、訪問により相談に応じます。	健康増進課
2 歳児健康相談と 歯磨き指導未就	2 歳児を対象に、身体計測や育児相談、歯科衛生士による歯磨き指導を実施します。	健康増進課
2 歳半からの歯科健診とフッ素塗布 未就	2 歳半から未就学児を対象に、歯科医による歯科健診とフッ素塗布を実施します。	健康増進課
予防接種事業 未就小	伝染の恐れがある疾病の発病及びまん延を予防するために、予防接種法に基づいて、定期の予防接種を行います。	健康増進課
乳幼児発達相談事業 未就	発育・発達面において経過観察を要する乳幼児と保護者に対して、医師による発育・発達の相談、診断、及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による発達を促す訓練指導を行います。	子育て支援課
ハイリスク妊婦訪問事業	妊婦の不安を軽減し、健やかに妊娠・出産できるよう、ハイリスク妊産婦を保健師が家庭訪問します。	健康増進課
心理相談事業 未就	3 歳児健診時において、育児や発達に不安・心配がある者や心理相談が必要と思われる親子に対して、臨床心理士や家庭児童相談員が個別に相談にのり、安心して子育てができるよう支援します。	健康増進課
健康相談事業 未就小	育児や乳幼児の発育発達に関して心配・不安を感じている親を対象に、育児や発育全般の相談にのることで親子の健康増進を図ります。	健康増進課

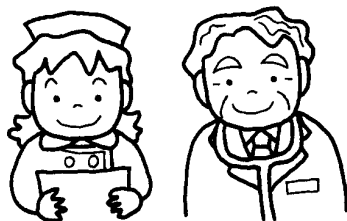
事業名	内 容	担 当 課
子育てパートナー事業（乳児家庭全戸訪問事業） 未就	新生児・乳児を訪問して、異常の早期発見と養育者の育児不安の軽減を図ります。	健康増進課
訪問指導（養育支援訪問事業）	子育てパートナー事業、乳幼児健診等の事業や他機関から紹介され、継続した支援が必要な家庭に保健師が訪問し、発育・発達、養育に関する指導、助言等を行います。	健康増進課
要保護児童対策地域協議会事業（再掲）	要保護児童対策地域協議会の代表者会議（年1回）実務者会議（月1回）個別ケース検討会議（随時）を開催し、要保護児童の早期発見と、適切な支援を行います。	子育て支援課
母親学級の開催	妊婦が安心して妊娠・出産等ができるように妊娠・出産等に関する学習機会を提供するとともに、妊婦同士の仲間づくりの場を提供します。	健康増進課
おはなし会 未就小	毎月6～7回、ボランティア3団体による紙芝居、絵本等の読み聞かせを定期的の実施し、幼児・児童の読書意欲の向上を図ります。	生涯学習課
ブックスタート事業 未就	毎月開催される4か月健診時に、乳幼児向け絵本2冊、よだれかけ1枚、専用布袋等を配布し、乳幼児にも読み聞かせが有効であることをPRするとともに、乳幼児の名前で図書館利用券を作成し、絵本の読み聞かせを通して、親子のふれあいを深めることの大切さを伝えます。	生涯学習課
子ども医療費支給事業 未就小中	市条例により、通院分医療費については、小学校就学前児童、入院分医療費については、中学校卒業まで医療費の一部負担金を支給します。	子育て支援課
紙おむつ用ごみ袋支給事業 未就	市内で出生及び1歳未満の転入者の保護者に対して、紙おむつ用ごみ袋を50枚支給します。	子育て支援課

（２）「食育」の推進

事業名	内 容	担 当 課
離乳食講習会の開催 未就	4～11か月児を持つ親を対象に、離乳食についての講話と調理実習を行う教室を開催します。	健康増進課
地産地消事業 小中	「学校給食会」・「地産地消の会」をとおして、幸手市産米、野菜等を学校給食に活用します。	総務課

(3) 小児医療の充実

事業名	内容	担当課
小児二次救急医療対策事業	平日の夜間及び休・祝祭日の昼・夜間において、医療機関(東部地区の小児医療群輪番制)に、二次救急診療を委託して実施します。	健康増進課
小児休日診療事業	日曜・祝祭日の午前に小児科医による在宅当番診療を委託して実施します。	健康増進課
小児救急電話相談事業	県では、子どもの急病(発熱、下痢、嘔吐など)時の家庭での対処方法や受診の必要性について、看護師が電話で相談に応じており、事業の周知に努めます。(埼玉県:電話番号=8000)	健康増進課



評価指標：基本目標3 子どもを慈しむまちをつくる

施策	評価指標						
	事業実施の目標指標				施策実施の目標指標		
	事業名	指標	実績値	目標値	指標	実績値	目標値
1-1 子どもや母親の健康の確保							
	子育てパートナー事業(乳児家庭全戸訪問事業)	訪問件数	316件	350件	育児支援家庭訪問事業の認知度:アンケート	未就学 54.3%	80%
	乳幼児健診事業	実施回数	48回	48回	母親学級等の認知度:アンケート	未就学 85.0%	95%
1-2 「食育」の推進							
	離乳食講習会の開催	実施回数	6回	6回			
1-3 小児医療の充実							
	小児二次救急医療対策事業	稼働日数	295日	437日	小児救急電話相談事業の認知度:アンケート	未就学 47.6% 小学生 32.3%	70% 60%
	小児休日診療事業	委託日数	16日	16日	かかりつけ医のいる子どもの割合:アンケート	未就学 85.0% 小学生 86.2%	95% 95%